

平成十五年十月分佐賀県公報目録

第一二二二六二号から
第一二二二七五号まで

主務課名	番号	件名	発行日	発行番号
人事	三七	佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	六	号外
財政	三八	佐賀県手数料条例の一部を改正する条例	"	"
税務	三九	佐賀県核燃料税条例	"	"
"	四〇	佐賀県税条例の一部を改正する条例	"	"
長寿社会	四一	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	"	"
産業振興	四二	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター条例	"	"
人事	五六	佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	六	号外二
産業振興	五七	佐賀県九州シンクロトロン光研究センター条例施行規則	"	"
園芸	五八	肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	"	"
人事	五九	佐賀県庁組織規則の一部を改正する規則	九	号外
道路	四九三	道路の区域の変更	一	一二三六二
監理	四九四	道路の供用開始	"	"
長寿社会	四九五	佐賀県建設工事請負契約款の一部改正	"	号外二
福祉	四九六	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の指定	三	一二三六三
"	四九七	生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	八	一二三六五
"	四九八	生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	"	"
水産漁港	四九九	公有水面埋立ての出願	"	"
森林整備	五〇〇	保安林予定森林	"	"
道路	五〇一	道路の区域の変更	"	"
"	五〇二	"	"	"
"	五〇三	"	"	"
"	五〇四	道路の供用開始	"	"
"	五〇五	道路の区域の変更	"	"
"	五〇六	道路の供用開始	"	"
"	五〇七	道路の区域の変更	"	"
"	五〇八	"	"	"
まちづくり推進	五〇九	吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日	"	"
監理	五一〇	土地収用法に基づく事業の認定	"	号外
長寿社会	五一一	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	一〇	一二三六六
森林整備	五二二	保安林予定森林	"	"

道路 五二三	道路の区域の変更	"	"	申請期間及び関係地区	一〇〇 一二三七〇
児童青少年 五二四	青少年に有害な図書等の指定	一四	一二三六七	道路の区域の変更	"
市町村 五二五	字の区域の変更	一五	一二三六八	青少年に有害な図書等の指定	一二二 一二三七一
福祉 五二六	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更	"	"	救急業務に関し協力する旨の申出の撤回	二四 一二三七二
" 五二七	生活保護法に基づく医療機関の指定	"	"	開設者の変更	"
長寿社会 五二八	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	"	"	新たに生じた土地の確認	二七 一二三七三
" 五二九	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	"	"	字の区域の変更	"
" 五三〇	特定計量器の定期検査	"	"	"	"
商工 五二〇	解除予定保安林	"	"	知覚障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	"
森林整備 五二一	平成十五年度地籍調査事業計画の変更	一七	一二三六九	公有水面埋立ての免許	"
地域・情報 五二二	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	"	"	道路の区域の変更	三一 一二三七五
長寿社会 五二三	児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	"	"	道路の供用開始	"
" 五二四	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	"	"	道路の区域の変更	"
" 五二五	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	"	"	佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が定めるものの一部份改正	号 外
" 五二六	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更	"	"	農営西平越地区土地改良事業計画決定	一 一二三六二
" 五二七	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更	"	"	都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催	"
" 五二八	公有水面埋立てに関する工事の竣功認可	"	"	特定非営利活動法人の設定の認証申請	三 一二三六三
" 五二九	内水面における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、	"	"	特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	"
" 五三〇	内水面における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、	"	"	平成十五年度職業訓練指導員試験合格者	"
" 五三〇	内水面における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、	"	"	都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規	"

公 告

労働 まちづくり推進 平成十五年度職業訓練指導員試験合格者 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規

総務学事	則に基づく公聴会の開催	六	一二三六四	札	県営巨勢地区土地改良事業の工事完了	二〇	一二三七〇	号 外
〃	公印の登録抹消	〃	〃	〃	県営塩田西部地区土地改良事業の工事完了	〃	〃	〃
〃	公印の登録	〃	〃	〃	了	〃	〃	〃
労働	平成十五年前期技能検定合格者	七	号 外	〃	県営下瀨地区土地改良事業の工事完了	〃	〃	〃
農村計画	土地改良区解散の認可	八	一二三六五	〃	県営牛屋地区土地改良事業の工事完了	〃	〃	〃
農村整備	鍋島地区換地計画	〃	〃	建築住宅	建築基準法に基づく道路の位置の指定	一二二	一二三七一	〃
まちづくり推進	開発行為に関する工事の完了	〃	〃	生活文化	特定非営利活動法人の設立の認証申請	二四	一二三七二	〃
建築住宅	建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
人事	佐賀県職員の給与等の実態の公表	〃	号 外	商 工	大規模小売店舗の変更に関する公示	〃	〃	〃
まちづくり推進	都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	開発行為に関する工事の完了	一〇	一二三六六	農 産	農地保有合理化事業規程の変更承認	〃	〃	〃
〃	〃	一四	一二三六七	農村計画	県営東山田地区土地改良事業計画決定	〃	〃	〃
農村計画	県営市の江東部地区土地改良事業計画決定	一五	一二三六八	監 理	公共測量の実施	〃	〃	〃
〃	富士町菅大串地区土地改良事業施行決定	〃	〃	まちづくり推進	開発行為に関する工事の完了	〃	〃	〃
〃	鹿島市菅音成地区土地改良事業施行同意	〃	〃	建築住宅	建築基準法に基づく道路の位置の指定	〃	〃	〃
〃	富士町菅須田地区土地改良事業施行同意	〃	〃	地域・情報	国土調査法に基づく地籍調査成果の認証	二七	一二三七三	〃
〃	七山町菅池原地区土地改良事業施行同意	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
技術管理	落札者等の公示	〃	〃	商 工	大規模小売店舗の変更に関する公示	〃	〃	〃
商 工	大規模小売店舗の新設に関する公示	一七	一二三六九	〃	〃	〃	〃	〃
〃	大規模小売店舗の変更に関する公示	〃	〃	〃	大規模小売店舗の変更に係る意見	〃	〃	〃
まちづくり推進	開発行為に関する工事の完了	〃	〃	農村計画	土地改良区役員の就任届	〃	〃	〃
商 工	グリッドパルサの製造に係る一般競争入	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

<p>人 事 平成十五年度佐賀県職員（窠業）採用選考試験の実施 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 北茂安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の縦覧 佐賀東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の縦覧 神埼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の縦覧 牛津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の縦覧 冷却水配管部品の製造及び据付けに係る一般競争入札</p>	<p>” ” ” ” ” ” ” ”</p>	<p>教育委員会事項 五 佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が定めるものの一部改正</p>	<p>” ” ” ” ” ” ” ”</p>
<p>商 工 意 有明町営牛間田地区土地改良事業施行同意</p>	<p>二九 一二三七四</p>	<p>七〇 公職選挙法に基づく選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び縦覧に供する期間</p>	<p>” ”</p>
<p>農 村 計 画 有明町営牛間田地区土地改良事業施行同意</p>	<p>” ”</p>	<p>七二 選挙管理委員会の招集 七三 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選出</p>	<p>一七 一二三六九 二〇 一二三七〇 二八 号 外</p>
<p>商 工 ビームモニタ装置、電磁石電源制御装置、リング高周波制御装置、真空モニタ装置及び冷却水モニタ装置の製造及び据付け等に係る一般競争入札</p>	<p>三二 一二三七五</p>	<p>七四 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の場所及び日時 七五 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時</p>	<p>” ”</p>
<p>訓 令 甲 佐賀県庁組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令</p>	<p>九 号 外</p>	<p>選挙管理委員会事項 六八 衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員の選挙における立候補届出事務についての説明会 六九 衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙長が事務を行う場所 七〇 公職選挙法に基づく選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び縦覧に供する期間</p>	<p>” ” ” ” ”</p>
<p>人 事 佐賀県庁組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令</p>	<p>九 号 外</p>	<p>選挙管理委員会事項 七六 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額</p>	<p>” ”</p>

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第一区選挙区選挙長告示

一

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第一区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第二区選挙区選挙長告示

一

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第二区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第三区選挙区選挙長告示

一

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第三区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第一区選挙区選挙長告示

二

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第一区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第二区選挙区選挙長告示

二

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第二区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第三区選挙区選挙長告示

二

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第三区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時

衆議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選挙分会長職務代理者の選任

七七

衆議院比例代表選出議員選挙において投票所内の投票の記載をする場所における名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

衆議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時

七九

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを

八〇

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<p>衆議院比例代表選出 議員選挙佐賀県選挙 分会長告示 一</p> <p>行方場所及び日時</p> <p>衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時</p>	<p>衆議院小選挙区選出 議員選挙佐賀県第三 区選挙区選挙長告示 三</p> <p>衆議院小選挙区選出 議員選挙佐賀県第三 区選挙区選挙長告示 三</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>告示 八四</p> <p>選挙管理委員会の招集</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>人事委員会事項</p> <p>平成十五年身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>規則 一五</p> <p>佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>規則 一六</p> <p>期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>規則 一七</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>公安委員会事項</p> <p>佐賀県公安委員会運営規則の一部改正</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>規則 一八</p> <p>佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が定めるものの一の部改正</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>正誤</p> <p>平成十五年六月二日付け佐賀県公報号外第二号中訂正</p>
<p>告示 八一</p> <p>地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p>	<p>水産漁港</p> <p>平成十五年九月一日付け佐賀県公報号外第二号中訂正</p>

購読料 一か年六、八〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)